

# 集団的自衛権 揺れる想定



## 米艦防護

### 「防衛相「邦人乗船、絶対でない」 「昨年の首相「日本人の命を守る」

安倍晋三首相が集団的自衛権行使の具体例として、パネルを使って強調した日本人を運ぶ米艦船の防護。だが、中谷元・防衛相は26日の国会審議で「邦人が米艦に乗っているかどうかは（行使条件の）絶対的なものではない」と述べた。首相は「日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守る」と明言していたが、いまだに、どんな場合に集団的自衛権を使うのかの具体例が揺れている。

### 米艦防護をめぐる発言



と2014年5月の会見で説明する安倍晋三首相  
「海外で突然紛争が発生し、日本人を米国が救助・輸送しているとき、日本近海で攻撃を受けるかもしれない。日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守る、それをできるようにするのが今回の閣議決定だ」14年7月1日の記者会見

「在留邦人を乗せた米国船舶が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合は、状況を総合的に判断して存立危機事態にあたりうる」15年7月3日衆院安保特委



中谷元防衛相  
「邦人が乗っているかは判断の要素の一つではあるが、絶対的なものではない」  
8月26日衆院安保特委

安倍晋三首相

民主党の大野元裕氏は26日の参院特別委員会で「朝鮮半島から」退避する邦人が米軍艦に乗っていることが「存立危機」なのか」とたどした。集団的自衛権の行使には「我が国の存立が脅かされる」などの明白な危険があるなどの存立危機事態の認定が必要だ。大野氏は朝鮮半島有事でも、日本人が米艦で朝鮮半島から退避するだけでは存立危機に当たらないのではないかと指摘し

た。これに対し、中谷氏は「総合的な判断だ」と繰り返すなどして審議は紛糾。その後、中谷氏は「邦人が乗っているかは判断の要素の一つではあるが、絶対的なものではない」と答え、米艦で退避する邦人を守るという目的だけで、集団的自衛権が行使できるわけではないとの認識を示した。だが、この米艦防護は、集団的自衛権を行使できる具体例として首相が挙げた数少ないケースだ。昨年7月、首相は集団的自衛権の行使を認めた閣議決定時の記者会見で、母子が乗る米艦のイラストが描かれたパネルを示し、「日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守る」と明言。限定的な集団的自衛権行使の代表例として説明していた。だが、中谷氏はこのパネルについて、26日の特別委員会で「存立危機事態と認定されれば可能になる」という説明のために使われた」と

答弁した。どんな場合に集団的自衛権が行使できるのか、あいまいさが増す中、首相が参院審議で必要性を強調しているのが、公海上で弾道ミサイル対応に当たる米艦への攻撃に対する防衛だ。首相は4日の参院特別委員会で

「北朝鮮は弾道ミサイルを数百発持っている。ミサイル防衛の一角である米艦が破壊されれば、日本の存立が脅かされる」と述べ、集団的自衛権を行使できる例だと強調した。だが大野氏は26日の特別委員会で、米艦は艦隊を組んで

自前で防衛できるため、自衛艦による防護の必要はないと指摘。横畠裕介・内閣法制局長官も「米国のイージス艦自身が米艦艇に十分防護されている状況下であれば、我が国が武力行使する必要がない場合もある」と認めた。（石松恒、小野甲太郎）